

村上市空き家等対策計画についての意見一覧

章	ページ	行	意見内容	事務局案	委員長・副委員長案	委員案
第2章	12 ページ (5). (6)		・3. 空き家等における課題の(5). (6)について、この項目はまだ村上市の課題を述べる段階だと思うのだが、(4)までは課題の話しをしているのに(5). (6)で急に「対策を講じて行きます。」「取組んで行きます。」という記載は、統一感がないのではないか。「対策を講じる必要がある。」等の表現なら素直に読めると考えるがどうか。	・意見のとおりだと思いますので、「対策を講じて行きます。」を「対策を講じていく必要があります。」に訂正いたしますし、「取組んで行きます。」を「取組んでいく必要があります。」に訂正いたします。	「対策を講じる必要があります。」「取り組む必要があります。」の訂正が適切かと思います。 また、同様に、「検討して行きます」は、「検討し、周知を図る必要があります。」と「課題」に関する記載にすべきだと思います。	
第3章	25 ページ 3. (1) 3		・原則として、市が行う措置は費用との兼ね合いもあり、必要最小限の範囲で、解体を前提としないものであるという方針はわかるが、空き家の所有者が「放置しておけば市が何とかしてくれる」という行動を助長しないように（いわゆるモラルハザードの問題）という点も触れたほうが、理解を得られるのではないかと。	・意見のとおり、モラルハザードについて付け加えたいと考えます。追記については、25 ページの「3. 地域住民・民間事業者と連携した対策」の6 行目「空き家等については、あくまでも個人の財産であることが前提でありますので、」の後に、「仮に行政が解体・撤去等をしたとすると『放って置けば、いつか行政が片付けてくれる』という、モラルハザードを起こしかねない事態になりうるため、」を追記いたします。	意見者の方も「モラルハザード」をカッコ書きしているように、読者が直感的に理解できる用語ではないと思います。また、基本施策となりますので、訂正案は以下のようにすべきと思います。 …費用の回収が見込まれるかどうかを判断する必要があります。また、所有者の「放置しておけば市が対応する」といった放置に対する倫理感の欠如を助長しないように所有者に対する指導、勧告、命令を適切に講じます。従って、本市が行う措置は…	
第3章	25 ページ 3. (1). 1	『概要』の2 行目	末尾「行っております。」という表現が、今現在進めているのか完了したのか、わかりづらい。	・意見のとおり、わかりづらいと思いますので、「行っております。」を「完了しております。」に訂正いたします。	「行いました。」「実施しました。」「特定が完了しました。」等の表現が適切だと思います。	
第3章	28 ページ (3). 1		・行政代執行のような市が費用を全額負担して行う建物の取り壊しは、中々踏み切れないとしても、所有者が費用を一部負担し、国からの交付金やしの補助金等も利用して取り壊しする方法（51 ページから54 ページの資料の内容）に関しては、28 ページの(3) 空き家等に対する措置の項目あたりで、その制度の記載もした方が良いのではないかと。市民から見進めて欲しい要望が多くありそうな論点であるため。	・【資料編】の6. 市・県・国等の補助支援事業一覧で、制度の概要を掲載しておりますが、意見のとおり、関心のある事項のため28 ページの(3)で、おおまかな制度の概要を記載いたします。		

第3章	30 ページ		<ul style="list-style-type: none"> 表の中の字が、黒に変更されているが、見づらいので白抜きの方の方が良かったのではと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見のとおり、見づらいと思いますが、白文字に修正するのではなく、表の中の背景を薄くして黒文字をはっきり見えるように修正いたします。 		
計画書（素案）全般を通して			<ul style="list-style-type: none"> 人口減少と少子高齢化が予想を超えるスピードで進み、このことが空き家等の喫緊の課題であることは誰もが思うことでもあります。このことと相まっての空き家の増加につながっており、この度の「空き家等対策計画」の施策が絵に描いた餅とならないように、スピード感をもって実効性のある推進を期待するものであります。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、計画書を作成して終わりではなく、その後の計画書に沿った対応が重要と考えておりますので、絵に描いた餅とならないよう、実効性のある対応を心掛けて参ります。 	実効性のある対応として、計画実施の進捗及び成果の確認・検証方法を明確にする必要があります。P.32(5)が	